

庁議(政策調整会議) 案件申込書

申込日 令和2年1月14日

案件名	産前・産後支援事業の実施について																																																																						
所管	こども・若者未来	局	区	部	こども家庭	課	担当者		内線																																																														
概要	核家族化や少子化の進行などにより、家庭や地域で子どもを育てる力が弱まることで、妊産婦の孤立感や負担感が高まっており、安心して出産、子育てができる環境整備が求められている。そこで、産前・産後の支援を拡充し、より子どもを産み育てやすい切れ目のない支援の環境整備を進めるため、産婦健康診査事業、産後ケア事業及び産前・産後サポート事業の実施について諮るもの。																																																																						
審議内容(論点)	産婦健康診査事業の実施について 産後ケア事業の実施について 産前・産後サポート事業の実施について																																																																						
実施計画の位置付け	あり	施策番号及び実施計画事業名		施策3 子どもを生きやすい環境の整備 子育て世代包括支援センター運営事業																																																																			
審議日	関係課長会議	令和元	年	9	月	13	日	政策調整会議	令和2	年	1	月	22	日																																																									
	局・区政策会議		年		月		日	政策決定会議		年		月		日																																																									
日程等調整事項	条例等の調整	要綱	制定あり	議会上程時期				報道への情報提供			資料提供																																																												
	パブリックコメント	なし		時期			議会への情報提供		資料提供		令和2年2月																																																												
	審議会等、協議会等の設置	なし		個人情報の目的外利用等			なし																																																																
検討経過等	関係部局との調整	関係部局名等			調整項目				調整状況																																																														
		地域保健課			産後ケア事業にかかる宿泊について				調整済																																																														
		情報政策課			システムの導入等を伴う調整等				調整済																																																														
	打合せ・会議の経過																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>月日</th> <th>会議名等</th> <th colspan="10">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td colspan="10"> </td></tr> </tbody> </table>												月日	会議名等	内容																																																									
月日	会議名等	内容																																																																					
備考																																																																							
関係課長会議の結果等	原案を 上部庁議へ付議する。 (政策調整会議)																																																																						
関係課長会議の出席課・機関等	シティセールス・親善交流課	企画政策課	財務課	地域福祉課	地域医療課	地域保健課	緑子育て支援センター	中央子育て支援センター	南子育て支援センター	こども・若者政策課	こども家庭課																																																												
これまでの庁議での主な意見	<p>〔関係課長会議〕</p> <p>子育て支援センターの現場としては、実施を期待している事業であり、ニーズがある。</p> <p>○現状、本市の子育て支援は全体的に充実しているが、「妊産婦」に対する支援という点で考えると、手薄い印象がある。産婦健診、産後ケア及び産前・産後サポート事業を実施することで、更に手厚くなり、市民にとってもメリットがある。</p> <p>○母子手帳交付時に保健師による面接を実施しているため、中間層や要介入支援層へは、支援ができていないが、一般層については、把握しきれていない。産婦健診や産後ケアが実施されれば、一般層についても、現在より早い時期に支援を開始できる。新規事業が始まることで、点が線となり、手厚い支援を行えるようになる。</p> <p>○「産後ケア事業」と「こんにちは赤ちゃん事業」とのすみわけは、「こんにちは赤ちゃん事業」は育児指導を主とし、「産後ケア事業」は、「母」の心身の休息を主としている点から、性質が異なる。また、「産後ケア事業」は、こん赤では実施しない授乳ケアなどを含み、事業内容は重複していない。</p> <p>産後2週間後と1か月後に産婦健診を実施することで、現在把握しきれていない家庭を把握できるようになるのか。</p> <p>ホルモンバランスの影響で、うつ傾向が高まる産後2週間後と1か月後に産婦健診を実施することに意味があり、支援が必要な家庭を把握することができるようになる。</p> <p>〔事務事業調整会議〕</p> <p>医療機関で産後ケアを利用する場合に、子どもは誰が預かるのか。</p> <p>母子と一緒に利用するので、利用する医療機関の産科等で、子どもを預かるようになる。</p> <p>○通訳者の人材は確保できているのか。</p> <p>既に医療機関で医療通訳をしているNPO法人があるので、問題ない。</p> <p>○利用者の線引きはどこで行うのか。</p> <p>補助券の配布を考えているので、補助券を受け取った方が、利用できるようになる。</p>																																																																						

事案の具体的な内容

(1) 事案の概要

核家族化や少子化の進行などにより、家庭や地域で子どもを育てる力が弱まることで、妊産婦の孤立感や負担感が高まっており、安心して出産、子育てができる環境整備が求められている。そこで、産前・産後の支援を拡充し、より子どもを産み育てやすい切れ目のない支援の環境整備を進める必要がある。

こうしたことから、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る「産婦健康診査事業」、産後の母子の心身のケアや育児のサポート等を行う「産後ケア事業」、外国人妊産婦の相談に応じる「産前・産後サポート事業」を実施する。

(2) 事業スケジュール

令和2年 8月 産婦健康診査補助券等の配布開始

令和3年 1月 事業開始

(3) 市民等への周知、合意形成

令和元年 6～7月 医療機関等の実施状況の確認

令和2年 6月 医療機関等に対する説明会の開催(予定)

8月 広報や窓口等で周知開始(予定)

(4) 事業経費・財源

< 概算事業費(R2) >

22,531千円

内訳:産婦健康診査事業 13,838千円

産後ケア事業 8,495千円

産前・産後サポート事業 198千円

財源:国庫 10,471千円 / 一般財源 12,060千円

< 概算事業費(R3) >

62,969千円

内訳:産婦健康診査事業 41,819千円

産後ケア事業 20,358千円

産前・産後サポート事業 792千円

財源:国庫 27,825千円 / 一般財源 35,144千円

(5) 財源確保の考え方

- ・厚生労働省「母子保健衛生費国庫補助金」(補助率1/2)を活用
- ・一律の現金給付から、より一層効果的で具体的な支援に転換したことで削減した扶助費を活用
- ・児童扶養手当の受給者数の減少により生じた財源を活用

(6) 事業実施の効果

産後の家庭の費用負担を軽減し、母子に対するきめ細かい支援を行うことで、産後うつや虐待予防等が図られ、子どもを産み育てやすい環境整備が進むとともに、出生率の向上にも寄与する。

また、外国人妊産婦への相談支援を充実させることで、多文化共生社会の実現が図られる。

第12回 政策調整会議 議事録

令和2年1月22日

1 産前・産後支援事業の実施について

(説明者：こども・若者未来局次長)

(1) 主な意見等

- 他の指定都市では産前・産後支援事業の実施が進んでいる中、本市の実施が遅れている理由は。
本市の場合、妊娠届を出した時点からの支援や「こんにちは赤ちゃん事業」における、保健師や助産師の訪問などを通じて内容を充実させてきた経緯があることから、他の指定都市と比べて実施が遅れていたものと認識している。
- 医師会との調整は行っているとのことだが、病院協会へも情報提供しておいてもらいたい。
- 産後ケア事業の利用者負担額について、生活保護受給世帯は免除とのことだが、どの自治体でも同じ扱いなのか。
免除としている自治体が多い。
- 産後うつになる手前の予防を講じてもらいたいとの声も多い。制度を整えても自ら手を伸ばせない心境であるとも聞くので、社会福祉協議会や関係団体との連携によってサポート、相談ができるような体制構築も重要と考える。
- 産後ケアの実施回数は、原則7回(日)以内としているが、制度と予算の整合は、先行している指定都市における実施割合、本市の人口規模を勘案し、予算計上している。
- 産後ケアにおいて宿泊型を利用する場合、市内の医療機関に限らず、市外の医療機関にも宿泊することはあり得るのか。
基本的には市内及び近隣の産科医療機関に宿泊していただくことを考えている。
- 出産後も引き続き宿泊することになる場合、ベッドの確保が必要と思われるが、どのように対応するのか。
ベッドの確保についてはその都度の対応を想定している。
- 産前・産後支援事業を行う意義について、どのように考えているか。
妊娠期にスクリーニングを行っているものの、元気だった妊婦が出産後にうつ傾向になるケースもあり、妊娠期に拾いきれなかった方を産婦健診によって発見していくために、産婦健康診査は必要と考えている。
また、初めての出産で様々な面で不安を抱えることが多くうつ傾向になってしまうケースもあるので、そういった方達を早期に発見し、支援につなげるという点でも、本事業は意義があるものと考えている。

(2) 結 果

原案のとおり承認する

(3) 特記事項

なし

以 上